

初吹住宅ガス工事(第3工区)

図面目録

No.	図面名称	縮尺
0	表紙・図面目録	
A	機械設備工事特記仕様書 1 / 6	
B	機械設備工事特記仕様書 2 / 6	
C	機械設備工事特記仕様書 3 / 6	
D	機械設備工事特記仕様書 4 / 6	
E	機械設備工事特記仕様書 5 / 6	
F	機械設備工事特記仕様書 6 / 6	
G-1	付近見取図・全体配置平面図	S=1:300、2500
2	ガス設備配置図	S=1:200
3	ガス設備凡例・機器表・器具表	
4	ガス設備系統図	
5	ガス設備地下ピット図	S=1:200
6	ガス設備1階～3階平面図	S=1:200
7	ガス設備4階～R階平面図	S=1:200
8	給排水・ガス設備2DKタイプ平面詳細図	S=1:30
9	給排水・ガス設備2DKタイプ(シルバー)平面詳細図	S=1:30
10	給排水・ガス設備3DKタイプ平面詳細図	S=1:30
11	住戸断面詳細図	S=1:20
12	MB詳細図	S=1:10

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J01200

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項																																																																																																																																																										
【給排水・ガス設備工事】	<p>■ 1編 一般共通事項■</p> <p>■ 1章 一般事項■</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2）から5）に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅延なく行う。</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録</p> <p>* 請負金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p> <p>1.1.7 別契約の関連工事</p> <p>工事区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>給排水</th> <th>ガス</th> <th>外構</th> <th>汚水処理場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水水栓</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堅樋（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キヤビネット</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリープ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ箱入</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>*1：昇降路築成工事、各階出入の穴開け工事、乗場関係機器取扱後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>*2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メントナシス用電話配管・配線工事のことをいう。</p> <p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日改正）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyou.pdf)</p> <p>* 概成工期：・有（ 年 月 日）※無</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinhin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工程）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行なうことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業</p>	項目	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場	機械用基礎	※					※	排水水栓	※	※		※	※		堅樋（横引き管共）	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照明器具穴明及び補強	※						化粧キヤビネット			※				クーラー用スリープ	※						居室・浴室・換気レジスター	※						杭頭処理及び補強	※						設備スリープ箱入	※	※	※	※	※		設備スリープ構造体補強	※					※	設備スリープ防水処理	※					※	水槽（高架、受水）架台	※	※		※			設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※	液面電極棒フロートスイッチ			※				同上用リレー及び盤	※						水道用集中検診配管配線			※				同上結線及び調整			※				エレベーター関連工事（建築）*1	※						エレベーター関連工事（建築）*2	※					
項目	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場																																																																																																																																																					
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																					
排水水栓	※	※		※	※																																																																																																																																																						
堅樋（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																					
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																					
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																										
化粧キヤビネット			※																																																																																																																																																								
クーラー用スリープ	※																																																																																																																																																										
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																										
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																										
設備スリープ箱入	※	※	※	※	※																																																																																																																																																						
設備スリープ構造体補強	※					※																																																																																																																																																					
設備スリープ防水処理	※					※																																																																																																																																																					
水槽（高架、受水）架台	※	※		※																																																																																																																																																							
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																					
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※																																																																																																																																																					
液面電極棒フロートスイッチ			※																																																																																																																																																								
同上用リレー及び盤	※																																																																																																																																																										
水道用集中検診配管配線			※																																																																																																																																																								
同上結線及び調整			※																																																																																																																																																								
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																										
エレベーター関連工事（建築）*2	※																																																																																																																																																										

項目	特記事項														
1.3.2 電気保安技術者	課長通知によるものとする。														
1.3.3 施工条件	<ul style="list-style-type: none"> * 電気保安技術者：・適用する ※適用しない * 施工時間 時間制限：・無 ※有（午前8時から午後5時まで） * 部位別の施工順序：※無（図面による） * 工事車両の駐車場所 駐車制限：※有（図面による）・無 * 資機材置場所 置場制限：※有（図面による）・無 * その他：（ ） 														
1.3.9 発生材の処理等	<ul style="list-style-type: none"> * 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有（処理方法：（ ））※無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（縦縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 														
引渡し等	<ul style="list-style-type: none"> * 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 														
建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> 1. 施工計画書に添えて（工事完了時に）、「リサイクルガイドライン」により次の計画書（実施書）を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1) 再生資源利用計画書（実施書）(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書（実施書）(CREDAS打ち出し様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm³)・マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されることで適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki1299401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiaki.html * 「プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法：（ ）） 														
再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <機器及び材料> 1.4.1 環境への配慮 撤去時等のフロン等の取扱分別収集 非飛散アスベスト処分 														
1.4.2 機材の品質等	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源の利用 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/H26yoryokaisei/H26sosennriyou.pdfを参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html 														
1.4.6 機材の検査に伴う試験	<ul style="list-style-type: none"> <施工> 1.5.4 施工の検査等 * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ） * 見本施工：・実施する ※実施しない 														
1.5.8 化学物質の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> * 濃度測定：・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質： ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法： アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">株式会社 河合建築設計事務所</td> <td colspan="2">初吹住宅ガス工事(第3工区)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">縮尺 G</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印</td> <td>機械設備工事特記仕様書1/6</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年2月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅ガス工事(第3工区)		縮尺 G		一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		機械設備工事特記仕様書1/6	検図	製図	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅ガス工事(第3工区)														
	縮尺 G														
一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		機械設備工事特記仕様書1/6													
検図	製図	設計 H29年2月													
愛知県建設部建築局公営住宅課															

項目	特記事項
<工事検査及び技術検査>	測定対象室及び測定箇所数：建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。
1.6.2 技術検査	* 中間技術検査：○行わない・行う（実施回数：、実施時期：）
<完成図等>	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（PPC用ポリエスチルサンド和紙 同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない
1.7.2 完成図	
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部 ・（ ）部 * 保守指導書（共用部分）：※提出する・提出しない * 保守指導書（ガス設備）：・提出する ※提出しない
■その他■ 提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔平成28年版〕（以下「標準図」という）
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となつた場合は必要な協力をすること。
工事中の安全管理	* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
工事コスト調査の協力	* 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合、現場代理人は継続的に地震関連情報の収集に努め、危険と判断される場合は、工事中の建築物その他工作物等について、安全対策を講じた上で現場作業を中止する。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
工程表・工事費内訳明細書	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、 発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kanko/taiki-ka/car/yoko/)
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させることとする。
施工体制	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならぬ。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については、「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
現場代理人 事故報告	■4章 関連工事■ ※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）のほか、（建築編）2章「仮設工事」による。 * 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：※建築工事・本工事・別契約工事 足場：（幅：・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式
<仮設工事>	

項目	特記事項										
<仮設物>	又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い：・設置する ※設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板(H=3.0m)・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：・設ける ※設けない * 規模：・10 ※20・35・65・100 m ² 程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帶、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板（愛知県建設部「PR看板設置要綱」による）：・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける・設けない・他工事と共同設置 《建設現場標識 共同設置の例》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">工事名</td><td style="padding: 5px;">○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区)</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">工 期</td><td style="padding: 5px;">平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">発注者</td><td style="padding: 5px;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">工事監理者</td><td style="padding: 5px;">○○○○○</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">工事施工者</td><td style="padding: 5px;">○○建設株式会社 ○○設備株式会社</td></tr></table>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区)	工 期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区)										
工 期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで										
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課										
工事監理者	○○○○○										
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社										
建設現場標識の設置											
<電動機及び制御盤>	■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * インバータ制御を行う場合の制御及び操作盤：・1.2.2.2を適用する・適用しない・()										
1.2.2.2 インバータ用制御、操作盤	* 総合調整する項目：・風量調整・水量調整・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあい測定・騒音測定・飲料水の水質の測定										
<総合調整>											
1.3.2 総合調整											
<配管材料>	■機械編 2章 配管工事■ * 管材：図面による * 繰手の種類：図面による * 2.1.2.4冷媒用 多温箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ：図面による										
<配管付属品>	* 仕切弁（ポンプに付属するものを含む）：※JIS 10K・() * 屋外埋設の弁（呼び径75A以上のもの）の使用区分： ※水道用仕切弁・水道用ダクトイル鉄仕切弁・水道用ソフテル仕切弁・水道用合成樹脂製ソフテル弁 ・図面による・() * 衝撃吸収式逆止弁：・表2.2.10注11による(50A未満のポンプ下流に設置されるものを除く)・図面による										
2.2.1 一般用弁及び栓	* 鋼管用伸縮継手の種類：・ペローズ形(JIS B 2352)・スリーブ形(SHASE-S003)										
2.2.7.1 鋼管用	* 設置箇所及び仕様：※図面による・(箇所：、仕様：)										
2.2.12 絶縁継手	* 方式：・直読式・パレス式・図面による										
2.2.16 量水器	* 緊急遮断弁装置：・適用する・適用しない * 遮断弁の駆動方式：・電気式・機械式										
2.2.22 緊急遮断弁装置	* 本体：※合成樹脂製(塩ビ製)・人造石とぎ出し製・アルミニウム合金製・ステンレス鋼製 * 寸法：図面による										
2.2.23 水栓柱	* 化粧ケーシング寸法：図面による										
2.2.24 不凍水栓柱											
	株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅ガス工事(第3工区)										
	一級建築士番号 第100481号 機械設備工事特記仕様書2/6										
G											
B											
検図	製図	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課								
		H29年2月									

項目	特記事項
2.2.27 スリーブ <計器その他>	* スリーブ：・2.2.27(a) (b)による・()
2.3.6 遠隔油量指示計	* 遠隔油量指示計：・抵抗変化式液面計・磁歪式液面計・図面による * 副指示計：・要・不要・図面による
2.3.8 瞬間流量計 <配管施工の一般事項>	* 流量計：※固定形・着脱可能形・()
2.4.1 一般事項	* 建築物導入部で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管除く）の施工： ・図面による・標準図（施工4）による・()
2.4.7 給水配管	* 建築物内外バシジョンパイプ部の配管要領：・標準図（施工7）による・図面による・()
	* 絶縁継手：※図面による・(設置箇所、仕様)
2.4.8 排水及び通気配管	* 揚水ポンプ廻りの配管要領：・標準図（施工69、70）による・()
2.4.10 消火配管 <管の接合>	* 配管要領：・標準図（施工11、68）による・()
2.5.3 塩ビライニング鋼管等	* 屋外給水管の材料が鋼管・鋳鉄管の場合の給水用絶縁継手の設置箇所：図面による * さや管ヘッダー配管システムの品質及び性能：・図面による・()
2.5.6 ステンレス鋼管	* さや管ヘッダー配管システムの樹脂管：※消音テープ巻きは行わない・()
2.5.10 ピニル管	* 排水及び通気配管要領：・標準図（施工67）による・()
2.5.11 ポリエチレン管	* 消火ポンプユニット廻りの配管要領：・標準図（施工71）による・()
2.5.12 架橋ポリエチレン管	* 給水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合
2.5.13 ポリブテン管	* 排水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合
2.5.15 耐火二層管	* 接合方法：・電気融着接合・メカニカル接合
2.5.16.6 開先加工	* フランジの接合方法：・標準図（施工2）による・()
2.5.16.12 溶接部の検査	* 開先形状及び接合部形状：・標準図（施工23、24）による・()
2.5.16.13 非破壊検査の適用範囲等	* 溶接部の非破壊検査：・実施しない・実施する（検査の種類） 抜取率：※表2.2.16による・()
2.5.17.2 鋼管とS鋼管、鋼管の接合 <勾配、吊り及び支持>	* 放射線透過検査の判定基準： * 鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管の接合要領：・標準図（施工3）による・()
2.6.1 一般事項	* 屋上配管の支持要領：・標準図（施工9）による・()
2.6.3 吊り及び支持	* 施工要領：・標準図（施工13～15）による・()
<埋設配管>	* 表2.2.20の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合の支持間隔：
2.7.1 一般事項	* 管を土中埋設する際の埋め戻し土：※掘削土の良質土・再生砂（ ）
<試験>	* 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置：※図面による・()
2.9.3 給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目：水道法施工規則第10条による水質検査
<保温工事>	* 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塗化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼鋼管(白)を用いて防食テープ巻(1/2重ね2回巻)を施す。
3.1.1 一般事項	* この節によらない保温工事：
3.1.4 空気調和設備工事の保温	* 共同構の保温種別： * 保温化粧ケース（冷媒管の保温外装）：・使用する・使用しない * 外装材の種別（冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合）： * 表2.3.2 注9(イ)～(オ)のうち保温を行うもの： * 表2.3.2 注10(イ)～(エ)のうち保温を行うもの： * 表2.3.2 注11(イ)～(エ)のうち保温を行うもの： * 冷媒管の保温化粧ケースの材質： * 管及び機器の保温施工種別Aの場合：※A1（シートタイプ）・A2（ジャケットタイプ） * ルームエアコンドレン管（φ13～20）の保温・防露厚さ：・図面による・（公共住宅工事共通仕様書による） * 住宅用換気外（室内用給気外）の保温：・外壁より室内側にロッカール又はガラスカール（厚さ25mm）※図面による
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 階下のないトレンチ内の給水管の保温の種別：・図面による・() * 被覆鋼管の上の保温：・行わない・※行う（PS内ののみ） * 保温外装のステンレス鋼管巻き部分の塗装：※行わない・行う（ ） * 鋼板製タンクの保温（ふたの部分は保温不要）：※行わない・行う（ ） * 表2.3.5注5(a)～(n)管・弁・フランジ等で保温を行うもの ：PS内樹脂管（給水管、給湯管、追焚き管（高断熱型アチューブを使用したもの）を除く） * 表2.3.5注6(a)～(d)機器等で保温を行うもの： * 表2.3.6管及び機器の保温施工種別aの場合：※a1（シートタイプ）・a2（ジャケットタイプ）
3.1.6 保温材の厚さ	* 保温材の厚さ（空調、給排水衛生設備工事） 寒冷地等で表2.3.7によらない場合： * 保温材の厚さ（空調、給排水衛生設備工事） 寒冷地等で表2.3.7によらない場合：

項目	特記事項		
<塗装及び防錆工事>	* 塗装種別 調合ペイント塗り塗料：※JIS K 5516 1種・() アルミニウムペイント塗り塗料：※JIS K 5492 1種・()		
3.2.1.3 塗装種別			
<土工事>	* 埋戻し及び盛土：・山砂の類・※根切土の中の良質土・他現場の発生土の中の良質土・再生コンクリート砂		
4.2.1 一般事項	* 建設発生土の処理：・場内（敷ならし）・()・場外処分・() 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する		
<コンクリート工事>	* 設計基準強度：・18N/mm ² ・()・※図面による		
4.4.1 一般事項	* スランプ：・18cm以下・()・※図面による		
<鋼材工事>	* 屋外部分の鋼材の仕上：※溶融亜鉛めっき（2種35）・溶融亜鉛めっき（2種50）・ステンレス鋼製（SUS 304）		
4.6.2 材料			
<住宅用換気設備>			
1.17.2 換気扇類及び換気口等	* 換気扇類及び換気口の品質・性能：※図面による・()		
1.17.3 管（ダクト）類	* 換気扇部品（ペントキャップ、パイプフード）の過給気防止機能：※無・有・()		
1.17.4 継手類	* 換気設備に使用する管（ダクト）類の管材：※図面による・()		
<機器の据付け及び取付け>	* 換気設備に使用する継手類の種類：※図面による・()		
2.1.1 一般事項			
2.1.15 全熱交換器			
<ダクトの製作及び取付け>			
2.2.1 一般事項	* 基礎：・標準基礎・防振基礎・※図面による		
	* 固定方法：図面による		
	* 設計用水平震度：・表3.2.1による・※図面による		
	* 基礎：・図面による・標準図（施工27）による		
	* 多湿箇所の排気ダクトの水抜管：・設ける・設けない・※図面による		
	* ダクトの継ぎ目の形状：標準図（施工41）による		
<衛生器具>			
1.1.1 一般事項			
■機械編 1章 機材 ■			
	* 卫生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品の品質・性能：図面による		
	* 卫生器具の区分及び種類：		
区分	種類		
洋風便器	洋風洗落とし節水I形便器		
	洋風サイホン節水I形便器		
	※洋風タンク式洗落とし節水I形便器		
	洋風タンク式サイホン節水I形便器		
	洋風タンク式洗落とし節水II形便器		
	洋風タンク式サイホン節水II形便器		
	洋風洗落とし便器		
	洋風サイホン便器		
洗面器	洋風タンク式洗落とし便器		
	洋風タンク式サイホン便器		
	平付洗面器（大型）		
	平付洗面器（小型）		
手洗器	平付手洗器（大型）		
	平付手洗器（小型）		
	隅付手洗器（大型）		
	隅付手洗器（小型）		
湯水混合水栓	台所用		
	※シングルレバー式		
	・2ハンドル式		
	洗面所用		
※シングルレバー式			
・2ハンドル式			
浴室用			
・ミキシング式			
※サーモスタット式			
・2ハンドル式			
洗面化粧台型	※一般型		
	鏡、照明、コンセント及び棚付き		
	・洗髪型		
■機械編 2章 施工 ■			
	* 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部： ・ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617による2級以上）・樹脂製・ステンレス製		
1.1.2 衛生陶器及び付属品	* 小便器用節水装置：・小便器一体型・小便器分離型・図面による * 大便器用便座：・暖房便座・普通便座・図面による 暖房便座の場合 溫水洗浄機能：・付加する（加熱方式：・貯湯式・瞬間式）※付加しない		
	株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅ガス工事(第3工区)		
	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印 機械設備工事特記仕様書3/6		
	G		
	C		
検査	製図	設計	H29年2月
			愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
	<p>温風乾燥機能：・付加する ※付加しない 脱臭機能：・付加する ※付加しない リモコン：・付加する ※付加しない 擬音装置：・付加する ※付加しない</p> <p>* 付属品 ステンレス製シートベーパーホルダー：・要 ・不要 紙巻器 ワンハンドカット機能：・要 ・不要 背もたれ：※設けない ・設ける</p> <p>* 壁掛小便器(大形、小形)のバリアフリー対応：・無 ・有(標準図(施工61)による)</p> <p>* 洗面化粧ユニット：・鏡 ・照明 ・コンセント ・(図示による)</p>
1.1.3.1 大便器ユニット	<p>* 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ：図面による</p> <p>* 配管材 給水管：図面による 通気管：図面による 排水管：※塩ビ排水管 ・図面による</p> <p>* ケーシング：化粧前板 () 甲板の仕様 ()</p>
1.1.3.2 小便器ユニット	<p>* 小便器の種類及び節水装置の組合せ：・() ・図面による</p>
1.1.3.3 洗面器ユニット	<p>* 洗面器の種類：図面による 給湯管：・要 ・不要 * 配管材：図面による</p>
1.1.3.4 壁掛け型汚物流しユニット	<p>* 汚物流しの種類、シャワー付き水栓及び給湯方式：・() ※図面による * 配管材：・() ※図面による</p>
1.1.3.5 その他のユニット	<p>* 仕様 掃除流しユニット：※図面による 手洗器ユニット：※図面による 車椅子対応ユニット ※図面による</p>
1.1.4 浴室ユニット	<p>* 仕様等：※図面による 仕様：壁() 床() 天井() 水栓 給水管：・要 ・不要 給湯管：・要 ・不要 浴槽 材質、大きさ() 高断熱性能：・要 ・不要 浴槽ふた(プラスチック製)：・要 ・不要 照明の種類() 付属品の仕様：建具() 鏡() 排水トラップ() タオル掛け()</p>
20.2.2 浴室ユニット	<p>* 浴室ユニットの種類、形状、寸法(内法)、材質等は次のとおりとする。</p> <p>1) 種類：B L長寿社会対応型(・A型) ※B型) 2) 形状、寸法(内法)：※B L 1 2 1 6型 ※B L 1 4 1 6型(身障者タイプ) 3) 材質：下記によるほかメーカー仕様による。(ただし、身障者タイプは図面による) 4) 構成部品仕様：下記によるほかメーカー仕様による。(ただし、身障者タイプは図面による)</p> <p>天井パネル：メーカー仕様、点検口(600×600)付 壁パネル：メーカー仕様(塩ビ鋼板不可、無地でない事) ドア枠：アルミアルマイト処理 ドア：非常時救出用折戸又は内開戸・簡易ロック付 浴槽：F R P製専用浴槽(取替可)腰掛け浴槽・追焚用・蓋付 追焚用リモコン加工：リモートコントローラー取付用補強 追焚配管壁加工：配管用壁開口 浴槽水栓：シングルレバー混合水栓・シャワー付 浴槽用1個 スライドバー：手摺兼用無段階シャワーフック付 照明：1 0 0 V樹脂製グローブ(防湿型) ・L E D 換気扇開口加工：開口及び補強 給水・給湯エルボ：浴槽用・青銅鋳物製 排水トラップ：A B S樹脂製 排水管：V P 5 0 A タオル掛け：S U S製 手摺：樹脂コーティング 浴槽前部・出入口部(I型 L=500 2本) 浴槽長辺方向(L型 L=600×700)</p>
1.1.5 複合浴室ユニット	<p>* 仕様等：※図面による 仕様：壁() 床() 天井() 水栓 給水管：・要 ・不要 給湯管：・要 ・不要 浴槽 材質、大きさ() 大便器の仕様() 洗面器の仕様() 照明の種類() 付属品の仕様：建具() 鏡() 排水トラップ() タオル棚・タオル掛け() 石けん受け・握りバー() 紙巻器() シャワーカーテン() 化粧棚() コンセント(AC100)()</p>
1.1.6 水栓	<p>* こまを組込む水栓の種類：・() ※図面による</p>
1.1.7 自動水栓	<p>* 電源種別：・A C電源 ・乾電池 ・自己発電 手動スイッチ：・有 ・無</p>
1.1.8 大便器用洗浄弁	<p>* 操作方式：・手動式 ・電気開閉式(・センサー式 ・タッチスイッチ式)</p>
1.1.14 浴槽 <ポンプ>	<p>* 浴槽 品質及び性能：※JIS A 5532(浴槽) ・()</p>
1.2.1 揚水用ポンプ(横形)	<p>* 付属品 フート弁呼び径：・() ※図面による</p>
1.2.2 揚水用ポンプ(立形)	<p>* 付属品 フート弁呼び径 ・() ※図面による</p>
1.2.3 小形給水ポンプユニット	<p>* 制御方式：・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による * 運転方式：・() ※図面による 24時間強制ローテーション機能：・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径：・() ※図面による</p>
1.2.4 水道用直結加圧ポンプ	<p>* 水道用直結加圧ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置：※吸込側 ・() ・図面による</p>
1.2.5 深井戸水中モーターポンプ	<p>* 付属品 揚水管の材質：・() ※図面による 低水位用電極及び制御ケーブルの長さ：・() ※図面による</p>

項目	特記事項		
1.2.7 汚水等用水中モーターポンプ	<p>水中ケーブルの長さ：・() ※図面による</p> <p>* ケーシングの材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 羽根車の材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 水中形三相誘導電動機：・油封式 ・乾式 * 電動機の極数：※4極 ※6極 ・() * 着脱装置：・適用する ※適用しない ・図面による ・() * 付属品 ストレーナー：・要 ・不要 ・図面による 水中ケーブル長さ：・() ・図面による</p>		
1.2.8 消火ポンプユニット	<p>* 付属品 フート弁呼び径：・() ・図面による</p>		
1.2.9 試験	<p>* ポンプ機器類の騒音測定 測定場所：※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・()</p>		
1.2.10 加圧式給水システム	<p>* 品質及び性能：・() ※図面による <温水発生機等> 1.3.5.1 排熱回収型給湯器 * 貯湯タンク容量：・() ※300L以上 ・図面による</p>		
1.3.5.2 家庭用コージェネレーションシステム	<p>* 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 品質及び性能：</p>		
1.3.6 ガス湯沸器	<p>* 給湯方式：・貯湯式 ・瞬間式 ・図面による</p>		
1.3.7 潜熱回収型給湯器	<p>* 熱効率：・90%以上(基準総発热量) ・() ※図面による * 付属品 給湯器ユニット 品質及び性能： 追炊機能 自動機能の種類：※自動湯張り ・自動沸き上げ ※自動保温 ・自動足し湯 ・() ドレン排水の処理：</p>		
1.3.8 貯湯式電気温水器	<p>* 制御盤 節電機能：・組込む ・組込まない ・図面による * 電気温水器(家庭用) 品質及び性能： 電気温水器の種類：・通電式 ・補助ヒーター内臓及びドレンパン付き 容量：</p>		
1.3.9 ヒートポンプ給湯器	<p>* 品質及び性能： * 貯湯タンク容量：・() ・図面による</p>		
1.3.10 排気筒	<p>* 頂部の形状(外気開放の場合)：・() ・図面による</p>		
1.3.10.1 風呂がま	<p>* 品質及び性能：※図面による ・() * 風呂がま：・密閉燃焼型 ・屋外設置型 * 区分、給排気方式：・I型 ・II型 ・III型</p>		
1.3.11 太陽熱集熱器	<p>* 形式：・平面形 ・真空ガラス管形 ・図面による</p>		
1.3.12 太陽熱蓄熱層	<p>* 補助熱源：・組込む ・組込まない ・図面による * ケーシングの材質：・亜鉛鉄板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図面による * 太陽熱利用給湯システム 品質及び性能：</p>		
1.3.12.1 太陽熱利用給湯システム <タンク>	<p>* 品質及び性能：※図面による ・()</p>		
1.4.1 一般事項	<p>* 設計用水平震度：※図面による ・()</p>		
1.4.2 タンク	<p>* タンク(水槽) 形状、寸法その他、品質及び性能：※図面による ・()</p>		
1.4.2.1 F R P製一体形タンク	<p>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</p>		
1.4.2.2 F R P製パネルタンク	<p>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による * 複合板形パネルタンク：・単板形パネルタンク ・図面による</p>		
1.4.2.3 鋼板製一体形タンク	<p>* 乾燥方法：※加熱硬化 ・() ・図面による * 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</p>		
1.4.2.4 ステンレス鋼板製バーレンタンク	<p>溶接組立型 * 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</p>		
1.4.2.5 ステンレス鋼板製バーレンタンク	<p>ボルト組立型 * 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</p>		
1.4.3 貯湯タンク	<p>* 電気防食措置：※外部電源方式 ・流電陽極方式 ※併用方式(マンホール部、管板部) ・図面による</p>		
1.4.4 給湯用膨張・補給水タンク <消火機器>	<p>* 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法：※加熱硬化 ・() ・図面による</p>		
1.5.1 一般事項	<p>* 屋内消火栓箱、易操作性1号消火栓箱、屋内2号消火栓箱、広範囲型2号消火栓箱、消防器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱の形状、寸法その他：・図面による</p>		
1.5.3.1 連結送水管	<p>* 送水口：・青銅製 ・ステンレス製 ・図面による * 型式：・壁埋込型 ・スタンダード型 ・図面による</p>		
株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅ガス工事(第3工区)			
一級建築士番号 第100481号 機械設備工事特記仕様書4/6			
G	縮尺		
D	D		
検図	製図	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課
H29年2月			